様式第二十一（第51条関係）

【書類名】　特許料軽減申請書（産業競争力強化法）

（【提出日】　平成　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【出願の表示】

　【出願番号】

【申請人】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【代理人】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【申請の理由】

【納付年分】　第　年分

【提出物件の目録】

【技術の分野】

〔備考〕

1　用紙は、日本工業規格Ａ列４番（横21㎝、縦29.7㎝）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線又はけい線等を記載してはならない。

2　余白は、少なくとも用紙の上に６㎝、左右及び下に各々２㎝をとるものとし、原則として左右の余白については各々2.3㎝を超えてはならない。

3　文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書く。また、「【」、「】」、「▲」又は「▼」を用いてはならない（欄名の前後に用いる「【」又は「】」を除く。）。

4　「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、特許料の第１年分から第３年分まで又は特許料の第１年分から第３年分までと同時に第４年分以降を申請するときは「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載し、設定登録後に特許料の第４年分以降を申請するときは「【出願の表示】」を「【特許番号】」とし「特許第○○○○○○○号」のように特許番号を記載する。

5　識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設ける必要はない。

6　「【住所又は居所】」は、都道府県郡市区町村番地住居番号のように詳しく記載する。

7　氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、可能な限り片仮名で振り仮名を付ける。

8　「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載する。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。

9　日本に事務所又は営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【事務所】」又は「【営業所】」の欄を設けて、事務所又は営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

10　代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士のときは「【弁護士】」と記載する。

11　代理人によらないときは「【代理人】」の欄を設ける必要はない。

12　「【代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を設けて記載する。

　【代理人】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

　【代理人】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

13　「【申請の理由】」の欄には、「特許料の軽減（産業競争力強化法第75条第１項）」のように記載する。

14　「【提出物件の目録】」の欄には、手続に係る書類名及び当該書類の通数を記載する。

15　「（【提出日】　平成　　年　　月　　日）」には、可能な限り提出する日を記載する。

16　とじ方は可能な限り左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるよう、ホッチキス等を用いてとじる。

17　申請書等が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

18　各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き又は行間挿入を行ってはならない。

19　第五十六条の規定により添付書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に「【物件名】」の欄を設けて、当該添付書面の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、援用される当該添付書面が提出された手続に係る出願の表示を記載する。また、２以上の添付書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を設けて記載する。

　【物件名】

　　【援用の表示】

　【物件名】

　　【援用の表示】

20　「【技術の分野】」の欄には、当該発明の属する技術の分野を以下の第１項から第39項までの中から選択し、項番号を記載する。なお、技術の分野が複数ある場合は、全て記載する。

　第１項（時計・計測一般、測長・測量、距離測定、電気の測定等）

　第２項（電子管、表示制御、可変情報表示装置、焼付・現像・投影、半導体露光、原子力等）

　第３項（機械分析、化学分析、物理分析、医療診断機器等）

　第４項（電子写真（材料）、マーキング、写真、フォトレジスト、光学素子（レンズ、プリズム、フィルター等）・光学機器（望遠鏡、顕微鏡、眼鏡等）、カメラ、ＥＬ（エレクトロルミネセンス）技術等）

　第５項（光ファイバー、レーザー、発光素子、受光素子、光ビームの制御、液晶等）

　第６項（電子写真（工程・制御）、印刷、プリンター等）

　第７項（耕耘・移植、収穫・脱穀・穀粒の処理、畜産・水産、木材加工・栽培、水工、基礎工、掘削、陸路、トンネル等）

　第８項（パチンコ・スロットマシン、運動・遊具、ゲーム・玩具、事務用品、教習具、時刻表・ラベル・広告等）

　第９項（建築構造・部材、建築物等の仕上げ、特定目的建築物（駐車場等）、施工、錠、建具、家具、サニタリー等）

　第10項（制御・警報、電気自動車、ナビゲーション、交通制御、電動機・発電機、電動機・発電機の制御、電路の調整（交直変換、電流・電圧の調整）等）

　第11項（内燃機関の制御、燃料の供給、エンジンの弁・シリンダ・ピストン、タービン、吸排気、流体機械等）